

# 日本包装専士会会則

2022. 5. 17. 総会決済

## 会則

### 第 1 条

本会は日本包装専士会と称する。

### 第 2 条

本会は公益社団法人日本包装技術協会内に置く。

### 第 3 条

本会は包装専士相互の研鑽・親睦及び会員相互の情報交換の場とし、関連諸団体と連携し、もって会員の教養及び技術の向上を図ると共に、わが国の包装技術の発展に貢献することを目的とする。

### 第 4 条

本会は包装専士有資格者をもって構成する。包装専士資格取得後、入会申込書を提出し所定の会費を納入することにより資格を得る。退会は退会届（e-mail 可）の提出による。

本会の入会金は 3,000 円、年会費は 5,000 円とする。

### 第 5 条

当該年度の 9 月末までに会費の納入が確認出来ない会員（職場移動・退職・定年退職等）に対しては、事務局が催促し、必要に応じて理事会で対応する。

当該年度最終理事会前までに入金が確認できない場合は、事務局が当該年度最終理事会へ報告し、承認を受けて退会とする。

休会期限は申し出後 2 年間とし、郵便物の発送を停止する。その間に復会の申し出無き場合は直近の理事会に事務局が報告し、本人に通知の上、退会とする。

### 第 6 条

本会は年 1 回総会を開催する。総会は会員の 1/2 以上の出席（委任状を含む）を以て成立し、総会での議案決済は出席会員の 2/3 以上の同意を得ることとする。

総会は会長が招集し、議長選出の上以下の事項について審議決済する。

- 1) 事業計画及び収支予算
- 2) 事業報告及び収支決済報告
- 3) 会長、副会長、事務局長、事務局次長、理事の選任又は解任
- 4) 会員の除名
- 5) その他重要事項

### 第 7 条

理事会は会長、副会長、事務局長、事務局次長、理事を以て構成する。

理事会は構成員の過半数（委任状・e-mail）を以て成立し、出席者の過半数を以て決済する。

理事会は会長が招集し、会長が議長となるが、事務局に一任する事が出来、以下の事項について、審議決済する。

理事会は委員会を設立し、委員会をもって運営される。

各委員会は委員長、副委員長、会計、委員を置き、理事及び会員から選任される。

また、委員会はより質の高い活動を行なうために、理事会の承認を得て、専門技術、知識を有する外部委員（包装専士有資格者以外）に参加を要請できる。

- 1) 会員の入会、休会、退会の諾否
- 2) 総会議案書の審議
- 3) 各委員会の進捗管理
- 4) 顧問、相談役、監事の委嘱
- 5) その他重要な会務の執行に関する事項

#### **第 8 条**

本会は次の役員を置く 会長 1 名、副会長 各コースより 1 名、事務局長 1 名、事務局次長 1 名、理事 若干名、監事 2 名、相談役 若干名、顧問 若干名

各コース理事の選任割合は各コース会員数の 1 割程度を基準にする。(会長・副会長・事務局長・事務局次長は除く)。

但し、状況に応じて理事会の承認を経て各コース若干名の増員を可能とする。

#### **第 9 条**

本会は相談役、顧問を置くことができる。

(公社)日本包装技術協会役員、包装専士講座研修委員長は就任時より相談役となり、任期満了(終了)時をもって相談役を解任となる。

会長経験者、及び特に会の発展に寄与し、理事会で承認されたものは顧問となる。

任期は着任後 6 年とする。

#### **第 10 条**

役員任期は 1 期 2 年とし、会長、副会長は 1 期 2 年をもって退任する。他役員は原則 2 期 4 年をもって退任する。役員再任は妨げない。また、会長以外は理事着任を妨げない。

本会の運営は会則にしたがって会長、副会長、理事、事務局を以て運営し、会長は必要に応じて相談役、顧問に本会の運営について意見の具申を要請することができる。

#### **第 11 条**

理事会委員は満 65 歳を迎えた年度で定年とする。但し満 65 歳を迎えても理事会の活動に必要と認められるものは、理事会と総会の承認を得て理事に就任できる。任期は 2 年とし、2 年毎に理事会で再任の可否を諮る。

#### **第 12 条**

会則の見直しは 2 年に 1 回とする。ただし緊急を要する場合は都度対応する。

#### **第 13 条**

本会の年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄とする。

制定 昭和 62 年 4 月 27 日

改定 平成 3 年 4 月 25 日、平成 5 年 4 月 23 日、平成 6 年 4 月 22 日、平成 7 年 4 月 21 日、平成 14 年 4 月 25 日、平成 15 年 4 月 25 日、平成 23 年 4 月 16 日、平成 25 年 4 月 23 日、平成 28 年 5 月 27 日、令和 4 年 5 月 17 日